国自総第415号 国自総第140号 国自整第138号 平成14年1月17日 一部改正 平成19年6月28日 一部改正 平成20年12月25日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成28年11月30日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 中成29年 3月31日

各地方運輸局長 殿沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について

一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第27条第4項及び第31条の規定に基づく命令、法第40条、タクシー業務適正化特別措置法第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。)の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を受けた事業者名及び処分内容等を公表することにより、利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、当該公表についての基準を次のとおり定めたので、下記事項について周知徹底するとともに、今後この基準に従い公表を行うこととされたい。

- 1 行政処分等の公表は、地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「各運輸局等」 という。)単位で実施するとともに、自動車局において全国分を実施するも のとする。
- 2 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 文書による勧告又は警告を受けた一般旅客自動車運送事業者
 - (2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止(以下「自動車等の使用停止」という。) 処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
 - (3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
 - (4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
 - (5) 法第27条第4項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者
 - (6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者
 - (7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自 動車運送事業者
- 3 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。
 - (1) 行政処分等の年月日
 - (2) 事業者の氏名又は名称(複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。)
 - (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地(番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあっては、市区町村までとする。)
 - (4) 行政処分等の内容
 - (5) 主な違反条項
 - (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
 - (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
- 4 行政処分等の公表の時期及び方法は次のとおりとする。
 - (1) 各運輸局等は、2に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ3の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、局報及びホームページへの掲載については、1か月分を取りまとめて行うことができるものとする。
 - (2) 自動車局は、毎月、その前月に2に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、3の内容をホームページで公表するものとする。

また、各運輸局等においても、これらの情報を自動車局のホームページ からリンクして公表するものとする。

- (3) ホームページへの掲載は、掲載を行った月から5年間継続して行うものとする。
- 5 各運輸局等は、各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。
- 6 自動車局は、6月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道資料及びホームページで公表するものとする。
- 7 各運輸局等は、地域の実情に応じ、優良事業者等について表彰を行うこと ができるものとする。
- 附則(平成14年1月17日 国自総第415号、国自旅第140号、国自整 第138号)
 - 1. この基準は、平成14年2月1日から実施するものとする。
 - 2. 平成13年度末において行われた行政処分等に係る5. の公表については、平成14年度末において平成14年度分の公表と併せて行うものとする。
- 附則(平成19年6月28日 国自総第136号、国自旅第76号、国自整第 50号)
 - この基準は、平成19年6月28日から実施するものとする。
- 附則(平成20年12月22日 国自安第86号、国自旅第290号、国自整 第106号)
 - この基準は、平成20年12月22日から実施するものとする。
- 附則(平成22年12月15日国自安第94号、国自旅第149号、国自整第89号)
 - この基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

- 附則(平成26年1月24日国自安第251号、国自旅第417号、国自整第295号)
 - この基準は、平成26年1月27日から実施するものとする。
- 附則(平成28年11月30日国自安第171号、国自旅第238号、国自整 第239号)
 - 1. この基準は、平成28年12月1日から実施するものとする。
 - 2. この基準の施行の目前に行われた行政処分等については、改正前の「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号、国自旅第140号、国自整第138号)に定める基準により公表を行うものとする。
- 附則(平成29年1月13日国自安第195号、国自旅第326号、国自整第292号)
 - この基準は、平成29年1月16日から実施するものとする。
- 附則(令和5年3月31日国自安第156号、国自旅第563号、国自整第275号)
 - 1. この基準は、令和5年4月1日から実施するものとする。
 - 2. この基準の施行の目前に行われた行政処分等であって、ホームページへの掲載を行った月(文書による勧告にあっては、当該勧告を行った月の翌月)から起算して5年を経過していない事案についても、この基準の4(3)の規定を適用し、ホームページへの掲載を行った月(文書による勧告にあっては、当該勧告を行った月の翌月)から起算して5年を経過するまではホームページへの掲載を行うものとする。